

02 静保健介第 1398 号

令和 2 年 6 月 23 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費の臨時的な取扱いにおける
加算の算定について（通知）**

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」に関する居宅介護支援費の請求に係る本市の取扱いを令和 2 年 6 月 1 日付け 02 静保健介第 1046 号にて通知したところです。

当該取扱いについて、加算の請求に係る問い合わせが多数寄せられていることから、本市の取扱いは下記のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いします。

記

1 対象通知

令和 2 年 5 月 25 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第 11 報）」（介護保険最新情報 vol. 836 問 5 抜粋）

問) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初
ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費
の請求は可能か。

答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票
の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感
染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能
である。(略)

2 本市の取扱い

(1) 当該事務連絡による取扱いにおいて、算定を可能としているのは基本報酬のみであり、

各種加算の算定は認められない。

- (2) 初回加算については、利用者がサービスの利用を開始した月に算定することを可能とする。なお、当該事務連絡による取扱いにより居宅介護支援費を算定すると、当該加算の算定における「新規」の考え方のうち、「過去2月以上、居宅介護支援費が算定されていない場合」に該当しない場合には、過去2月以上、サービスの利用実績がなかったことをもって、「新規」に該当するものとして取り扱う。
- (3) 介護予防支援及び静岡市第1号介護予防支援事業においても同様の取扱いとする。

3 留意事項

- (1) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものです。
- (2) 本取扱いは、今後、厚生労働省からの通知等、状況の変化により変更する場合があります。

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第2係

電 話：054-221-1377

F A X：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp